

認知症対応型共同生活介護

指導基準

—令和7年4月1日適用—

<根拠法令等>

「法」＝「介護保険法（平成9年法律第123号）」

「法施行規則」＝「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」

「基準条例」＝「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年3月25日条例第4号）」

「令和6年台東区条例第14号」＝「東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月26日台東区条例第14号）」

「平12厚告27号」＝「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成12年2月10日厚生省告示第27号）」

「平12厚告29号」＝「厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第29号）」

「平18厚告126号」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省告示第126号）」

「平24厚告113号」＝「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）」

「利用者等告示」＝「厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）」

「大臣基準告示」＝「厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）」

「施設基準」＝「厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）」

「老企第41号」＝「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について（平成12年3月8日老企第41号）」

「老企第54号」＝「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）」

「平13老振発第18号」＝「介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号）」

「解釈通知」＝「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）」

「留意事項通知」＝「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号）」

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第1 基本方針	指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようなものとなっているか。	法第8条第20項 法第78条の3第1項 基準条例第110条 解釈通知第3の五の1	・概況説明 ・定款、寄付行為等 ・運営規程 ・パンフレット等
第2 人員に関する基準 1 従業者の員数等	指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者の員数は次のとおりとなっているか。 ※サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の実施に当たっては、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る指定指定認知症対応型共同生活介護事業者が、指定居宅サービス事業等その他の保険医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する必要があるほか、解釈通知に定められた要件を満たしているか。 ※指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、それぞれの事業所の人員基準を満たしているか。	基準条例第111条第9項 基準条例第111条第11項 解釈通知第3の五の2の(1)の①	
(1) 介護従業者	①共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる認知症対応型共同生活介護従業者は、常勤換算方法で、利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上となっているか。 ※利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。	基準条例第111条第1項及び第2項 解釈通知第3の五の2の(1)の②イ	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・職員名簿、雇用契約書 ・従業者の資格証 ・研修修了証
	②共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の勤務を行う認知症対応型共同生活介護従業者は、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の必要数となっているか。(宿直勤務を除く。) ※共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の必要数とすることができる。	基準条例第111条第1項 解釈通知第3の五の2の(1)の②イ	
	③上記の認知症対応型共同生活介護従業者のうち1以上の者は、常勤となっているか。	基準条例第111条第3項	
	④指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されており、従業者がそれぞれの事業所に従事する場合、それぞれの事業所の人員基準を満たしているか。	基準条例第111条第4項 解釈通知第3の五の2の(1)の②ロ参照(第3の四の2の(1)の②チ)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
(2) 計画作成担当者	①保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有している者を専らその職務に従事する計画作成担当者として、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに1人以上配置しているか。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事できる。	基準条例第111条第5項 解釈通知第3の五の2の(1)の③イ・ト・チ	
	②計画作成担当者は、認知症介護実践者等養成事業により実施される認知症介護実践研修、又は認知症介護研修等事業により実施された実践者研修若しくは痴呆介護研修事業により実施された基礎過程を修了しているか。	基準条例第111条第6項 解釈通知第3の五の2の(1)の③へ 平24厚告第113号第5号	
	③計画作成担当者は、②の研修に加え、さらに専門性を高めるための研修を受講するよう努めているか。	解釈通知第3の五の2の(1)の③ト	
	④計画作成担当者のうち1以上の者は、介護支援専門員をもって充てているか。 ※併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより効果的な運用が期待でき、利用者の処遇に支障がない場合は、置かないこともできる。 ※サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、②の研修を修了している者を置くことができる。	基準条例第111条第7項 基準条例第111条第9項 解釈通知第3の五の2の(1)の③ロ・ハ・ホ	
	⑤計画作成を担当する介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督しているか。	基準条例第111条第8項 解釈通知第3の五の2の(1)の③ニ	
	⑥介護支援専門員でない計画作成担当者は、認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有すると認められる者を充てているか。	基準条例第111条第10項	
2 管理者	(1) 共同生活住居ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務に従事し、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 ①当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の他の職務に従事する場合 ②同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合 ※サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。 ※管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービス事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合(勤務時間が極めて限られている場合を除く。)、緊急時に管理者自身が速やかに事業所に駆け付けることができない体制となっている場合は管理者の業務に支障があると考えられる。	基準条例第112条第1項及び第2項 解釈通知第3の五の2の(2)の①	・管理者の雇用形態が分かる文書 ・管理者の勤務実績表/タイムカード

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(2) 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了しているか。 ※管理者の変更の届出を行う場合、区市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。	基準条例第112条第3項 解釈通知第3の五の2の(2)の②参照(第3の四の2の(2)の②) 平24厚告第113号第2号	・研修修了証
3 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者	指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了しているか。 ※代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了することで差し支えない。	基準条例第113条第4号 解釈通知第3の五の2の(3)参照(第3の四の2の(3)) 平24厚告第113号第4号	・研修修了証
第3 設備に関する基準 1 共同生活住居の数及び入居定員	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、は1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)の共同生活住居を有しているか。 ※本体事業所とサテライト事業所の距離は、自動車等による移動に要する時間が概ね20分以内の近距離にあること。 ※本体事業所とサテライト事業所の共同生活住居の数の合計は最大4までとし、サテライト事業所の共同生活住居の合計数が、本体事業所の共同生活住居の数を上回らないこと。	基準条例第114条第1項 解釈通知第3の五の3の(1) 解釈通知第3の五の2の(1)の①	・利用者の入居状況
	(2) 共同生活住居の入居定員は、5人以上9人以下となっているか。	基準条例第114条第2項	
2 設備及び備品等	共同生活住居は、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けているか。 ※消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等に規定された設備をいう。	基準条例第114条第2項 解釈通知第3の五の3の(2)	・平面図 ・設備、備品台帳
	(1) 居室 ①定員は、1人となっているか。 ※夫婦で利用する等利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人部屋とすることが可。	基準条例第114条第3項 解釈通知第3の五の3の(3)	
	②一の居室の床面積は、7.43平方メートル以上となっているか。	基準条例第114条第4項	
	(2) 居間及び食堂 ①機能を十分に発揮しうる適当な広さを有しているか。 ※居間及び食堂は、同一の室内とする場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望ましい。また、その広さについても原則利用者及び事業所職員が一堂に会するのに十分な広さを確保しているか。	基準条例第114条第5項 解釈通知第3の五の3の(4)	
	②居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備となっているか。	解釈通知第3の五の3の(1)	
	(3) 立地条件 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、住宅地又は利用者の家族や地域住民と交流可能な場所にあるか。	基準条例第114条第6項 解釈通知第3の五の3の(5)参照(第3の四の3の(2)の⑤)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第4 運営に関する基準 1 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めているか。	基準条例第3条第4項 解釈通知第3の一の4の(1)	
2 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	基準条例第129条準用(第10条第1項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(2)の①)	・運営規程 ・重要事項説明文書 ・利用契約書
	(2) 重要事項を記した文書は、わかりやすいものとなっているか。 ①運営規程概要 ②介護従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況(実施の有無, 直近の実施年月日, 評価機関の名称, 評価結果の開示状況) ⑥その他	解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(2)の①)	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、(1)による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供しているか。	基準条例第129条準用(第10条第2項から第6項まで)	・電磁的方法により提供等した関係書類等
3 提供拒否の禁止	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではないか。	基準条例第129条準用(第11条) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(3))	・利用申込受付簿
4 受給資格等の確認	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供を求められた場合には、利用申込者の掲示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	基準条例第129条準用(第13条第1項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(5)の①)	・介護保険番号、有効期限等確認している記録等
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定認知症対応型共同生活介護を提供するように努めているか。	基準条例第129条準用(第13条第2項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(5)の②)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用者申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	基準条例第129条準用(第14条第1項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(6)の①)	・利用者に関する記録
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の30日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	基準条例第129条準用(第14条第2項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(6)の②)	
6 入退居	(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、要介護者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供しているか。	基準条例第115条第1項	・アセスメントシート ・モニタリングシート ・認知症対応型共同生活介護計画書 ・診断書
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、主治の医師の診断書等により、認知症であることの確認をしているか。	基準条例第115条第2項	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス提供が困難である場合は、適切な他の認知症対応型共同生活介護、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。	基準条例第115条第3項 解釈通知第3の五の4の(1)の①	
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めているか。	基準条例第115条第4項 解釈通知第3の五の4の(1)の②	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、必要な援助を行なっているか。	基準条例第115条第5項	
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の退去に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	基準条例第115条第6項	
7 サービス提供の記録	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を被保険者証に記載しているか。	基準条例第116条第1項 解釈通知第3の五の4の(2)の①	・サービス提供票 ・サービス提供票別表 ・サービス提供記録 ・業務日誌 ・モニタリングシート
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等(サービス提供日、サービス内容、利用者の状況その他必要な事項)を記録しているか。	基準条例第116条第2項 解釈通知第3の五の4の(2)の②	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
8 利用料等の受領	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	基準条例第117条第1項 解釈通知第3の五の4の(3)の①参照(第3の一の4の(13)の①)	・請求書 ・領収書
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	基準条例第117条第2項 解釈通知第3の五の4の(3)の①参照(第3の一の4の(13)の②)	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用以外の支払を利用者から受けていないか。 ①食材料費 ②理美容代 ③おむつ代 ④その他指定認知症対応型共同生活介護サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用 ※全ての利用者に対し一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収することは不可 ※共用で使用する洗剤やトイレトペーパー・介護の為に必要なプラスチックグローブ等は不可	基準条例第117条第3項 解釈通知第3の五の4の(3)の②	
	(4) 日常生活に要する費用については、通知によるものとなっているか。	解釈通知第3の四の4の(3)の② 老企第54号	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、上記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	基準条例第117条第4項 解釈通知第3の五の4の(3)の①参照(第3の一の4の(13)の④)	
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該利用者に対し、法施行規則第65条の5において準用する第65条の規定で定めるところにより、領収証を交付しているか。	法第42条の2第9項準用(第41条第8項)	
	(7) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法第42条の2第9項において準用する法第41条第8項の規定により交付しなければならない領収証に、支払を受けた額のうち、保険給付対象額(1割、2割又は3割負担)とその他の費用の額を区分して記載し、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。	法施行規則第65条の5準用(第65条)	
9 保険給付の請求のための証明書の交付	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	基準条例第129条準用(第23条) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(14))	・サービス提供証明書控え

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
10 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針	(1) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行なわれているか。	基準条例第118条第1項	・ 認知症対応型共同生活介護計画書 ・ 相談援助等に関する記録 ・ (身体的拘束等がある場合) 入所者の記録
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行なわれているか。	基準条例第118条第2項 解釈通知第3の五の4の(4)の①	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行なわれているか。	基準条例第118条第3項	
	(4) 共同生活住居における介護従業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行なっているか。	基準条例第118条第4項 解釈通知第3の五の4の(4)の②	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 【身体的拘束禁止の対象となる具体的行為の例】 ①車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛ったり、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。 ②手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつけたり、介護衣(つなぎ服)を着せる。 ③Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルを付けたり、立上りを妨げるような椅子を使用する。 ④落ち着かせる為に向精神薬を過剰に服用させたり、自分の意思で開閉不可の居室等に隔離する。	基準条例第118条第5項 解釈通知第3の五の4の(4)の③	
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得なかった理由を記録しているか。 ※緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等を極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておく必要がある。	基準条例第118条第6項 解釈通知第3の五の4の(4)の③	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 (7) 身体的拘束等適正化検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催し、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っているか。 身体的拘束等適正化検討委員会の運営について、次に掲げる事項を想定している。 ①身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。 ②介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。 ③身体的拘束等適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。 ⑤報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 ⑥適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。 ※委員会の構成メンバーは、事業所の管理者及び従業者より構成する場合のほか、これらの職員に加えて、第三者や専門家を活用した構成とすることが望ましい。 ※関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体と一体的に設置・運営することとして差し支えない。 (8) 身体的拘束等の適正化のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。 ①身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方 ②身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 ④事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針 ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針 ⑥利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 (9) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施しているか。 ※(8)の指針に基づいた研修プログラムを作成すること。 ※定期的な教育として年2回以上開催すること。 ※新規採用時は必ず研修を実施すること。 ※研修の内容について記録すること。 (10) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自己評価、外部評価、運営推進会議による評価の結果について、入居(申込)者及びその家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示するなど公表し、常にその改善を図っているか。 ※上記の評価をそれぞれ1年に1回以上行うこと。 ※運営推進会議を活用した評価を受けた場合は、外部評価を受けたものとみなすこととする。 ただし、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができる場合の要件の一つである、過去に外部評価を継続して実施した年数に算入することはできない。	基準条例第118条第7項 解釈通知第3の五の4の(4)の④⑤⑥ 基準条例第118条第8項 平成18年10月17日老計発10170010号「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」	・身体的拘束廃止に関する(適正化のための)指針 ・身体的拘束等適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束等適正化検討委員会議事録 ・(身体的拘束等がある場合)入所者の記録、家族への確認書 ・研修に関する記録 ・自己評価の結果 ・外部評価の結果 ・運営推進会議による評価の結果

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
11 認知症対応型共同生活介護計画の作成	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させているか。	基準条例第119条第1項	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・居宅サービス計画書 ・アセスメントシート ・モニタリングシート
	(2) 認知症対応型生活共同介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	基準条例第119条第2項 解釈通知第3の五の4の(5)の②	
	(3) 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しているか。	基準条例第119条第3項 解釈通知第3の五の4の(5)の③	
	(4) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	基準条例第119条第4項 解釈通知第3の五の4の(5)の③	
	(5) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付しているか。	基準条例第119条第5項 解釈通知第3の五の4の(5)の③	
	(6) 計画作成担当者は、認知症対応型生活共同介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、実施状況の把握を行い、必要に応じて変更を行っているか。	基準条例第119条第6項 解釈通知第3の五の4の(5)の④	
	(7) (2) から (5) までの規定は、(6) に規定する認知症対応型生活共同介護計画の変更について準用しているか。	基準条例第118条第7項	
	(8) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定認知症対応型生活共同介護事業者は、短期利用認知症対応型生活共同介護の場合で、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型生活共同介護計画の提供の求めがあった際には、当該介護計画を提供することに協力するよう努めているか。	解釈通知第3の五の4の(5)の⑤参照(第3の四の4の(9)の④)	
12 介護等	(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われているか。	基準条例第120条第1項 解釈通知第3の五の4の(6)の①	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画書
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはいないか。	基準条例第120条第2項 解釈通知第3の五の4の(6)の②	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めているか。	基準条例第120条第3項 解釈通知第3の五の4の(6)の③	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 社会生活上の便宜の提供等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めているか。	基準条例第121条第1項 解釈通知 第3の五の4の(7)の①	・サービス提供記録 ・業務日誌 ・認知症対応型共同生活介護計画書
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っているか。	基準条例第121条第2項 解釈通知 第3の五の4の(7)の②	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。	基準条例第121条第3項 解釈通知 第3の五の4の(7)の③	
14 利用者に関する区への通知	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が正当な理由なしに指定認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進せたと認められる場合、偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。	基準条例第129条準用(第29条) 解釈通知 第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(18))	・区に通知した記録
15 緊急時等の対応	(1) 介護従業者は、現に指定認知症対応型共同生活介護介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該指定認知症対応型共同生活介護介護が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	基準条例第129条準用(第100条)	・運営規程 ・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録
	(2) 協力医療機関を定める場合、次の点に留意しているか。 ①事業の通常の実施地域内にあることが望ましいこと。 ②当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を決めておくこと。	解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の四の4の(12))	
16 管理者の責務	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	基準条例第129条準用(第60条の11第1項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の二の二の3の(4))	・組織図、組織規程 ・業務分担票 ・業務日誌等
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者に基準条例「第6章第4節 運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。	基準条例第129条準用(第60条の11第2項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の二の二の3の(4))	
17 管理者による管理	共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービスもしくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者となっていないか。 ※当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りではない。	基準条例第122条	・勤務体制一覧表

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
18 運営規程	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下において「運営規程」という。）を定めているか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務の内容（人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも差し支えない。） ③利用定員 ④指定認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額 ⑤入居に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項 ※⑧の「その他運営に関する重要事項」として、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。	基準条例第123条 解釈通知第3の五の4の（8）	・運営規程 ・重要事項説明書
19 勤務体制の確保等	（1）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な介護その他のサービスを提供できるよう、共同生活住居ごとに、勤務表上に日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係、夜間及び深夜の担当者等を明記する等により、従業員の勤務の体制を定めているか。	基準条例第124条第1項 解釈通知第3の五の4の（9）の①	・就業規則 ・運営規程 ・雇用の形態（常勤・非常勤がわかる文書） ・勤務実績表 ・研修計画、実施記録
	（2）上記の介護従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮しているか。	基準条例第124条第2項 解釈通知第3の五の4の（9）の②③	
	（3）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。その際、当該認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての認知症対応型共同生活介護従業者についてに対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。 ※当該義務付けの対象とならない者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士等とする。 ※養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講した者、認知症の介護等に係る研修を修了した者については、対象外として差し支えない。 ※新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対して、1年以内に認知症介護基礎研修を受講させること。	基準条例第124条第3項 解釈通知第3の五の4の（9）の④ 解釈通知第3の五の4の（9）の⑤参照（第3の二の二の3の（6）の③）	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じているか。 ※セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 ①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 ②相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。	基準条例第124条第4項 解釈通知第3の五の4の(9)の ⑥参照(解釈通知第3の一の4の(22)の⑥)	・事業者におけるハラスメント防止の方針 ・被害防止のためのマニュアル ・研修計画、実施記録
	(5) 利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントを防止するため、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組 メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等 ③被害防止のための取組 マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組		
20 定員の遵守	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させていないか。 ※災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	基準条例第125条	・運営規程 ・重要事項説明書 ・業務日誌 ・国保連への請求書控え

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
21 業務継続計画の策定等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 ①感染症に係る業務継続計画 ・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ・初動対応 ・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ②災害に係る業務継続計画 ・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・他施設及び地域との連携 ※感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ※感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画についてはそれぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。	基準条例第129条準用（第33条の2第1項） 解釈通知第3の五の4の（12）の①② 令和2年12月14日老高発1214第1号、老認発1214第1号、老老発1214第1号「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」（令和6年3月改訂）	・業務継続計画 ・研修計画、実施記録 ・訓練（シミュレーション）の記録
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、認知症対応型共同生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 研修においては、職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年2回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年2回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。	基準条例第129条準用（第33条の2第2項） 解釈通知第3の五の4の（12）の①③④	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	基準条例第129条準用（第33条の2第3項）	
22 非常災害対策	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画（消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	基準条例第129条準用（第103条第1項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の四の4の（16））	・非常災害時対応マニュアル（対応計画） ・避難確保計画（区が指定した事業所に限る） ・運営規程
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、上記の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	基準条例第129条準用（第103条第2項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の四の4の（16））	・訓練の実施記録 ・通報、連絡体制 ・消防用設備点検の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
23 衛生管理等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	基準条例第129条準用（第60条の16第1項） 解釈通知第3の五の4の（13）の①	・衛生管理マニュアル ・水質検査等の記録 ・受水槽等の清掃記録 ・保健所の指導等に関する記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ・研修計画、実施記録 ・感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施記録
	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	基準条例第129条準用（第60条の16第2項） 解釈通知第3の五の4の（13）の②	
	(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、指定認知症対応型共同生活介護従業者に周知徹底を図っているか。 ※感染対策担当者を決めておくこと。（身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者、安全対策担当者、虐待防止担当者との兼務は差し支えない。） ※テレビ電話装置等を活用して行うことができる。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。	令和5年9月25日厚生労働省事務連絡「介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について」	
	(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ・平常時の対策（事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等） ・発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、区など関係機関との連携、区との連携及び報告等） ・事業所内及び関係機関との連絡体制の整備		
	(4) (3)の指針に基づいた研修及び訓練（シミュレーション）を、いずれも年2回以上実施しているか。 ※新規採用時は研修を実施することが望ましい。 ※研修の内容について記録すること。		
24 協力医療機関等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	基準条例第126条第1項 解釈通知第3の五の4の（10）の①	・協力医療機関契約書等
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めているか。 ①利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。 ②当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。	基準条例第126条第2項	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を区長に届け出ているか。	基準条例第126条第3項	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めているか。	基準条例第126条第4項 平成10年法律第114号「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。	基準条例第126条第5項	
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めているか。	基準条例第126条第6項	
	(7) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めているか。	基準条例第126条第7項	
	(8) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	基準条例第126条第8項 解釈通知第3の五の4の(10)の②	
25 掲示	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型共同生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※重要事項を記載したファイル等を、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所に備え付ける方法や、電磁的記録による掲示に代えることができる。	基準条例第129条準用(第35条第1項、第2項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(25))	・ 掲示物 ・ 重要事項を記載したファイル等
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※介護サービス情報公表制度の対象外の事業所は、重要事項を記載したファイルの備え付けや、電磁的記録による掲示に代えることができる。	基準条例第129条準用(第35条第3項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(25)①)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
26 秘密保持等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	基準条例第129条準用(第36条第1項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(26)の①)	・従業者の秘密保持誓約書 ・個人情報使用同意書(利用者、家族)
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないう、必要な措置を講じているか。	基準条例第129条準用(第36条第2項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(26)の②)	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	基準条例第129条準用(第36条第3項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の一の4の(26)の③)	
27 広告	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしていないか。	基準条例第129条準用(第37条)	・パンフレット/チラシ ・インターネット
28 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に対して当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	基準条例第127条第1項 解釈通知第3の五の4の(11)の①	
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	基準条例第127条第2項 解釈通知第3の五の4の(11)の②	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
29 苦情処理	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載しているか。	基準条例第129条準用（第39条第1項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の一の4の（28）の①）	・重要事項説明書 ・運営記録 ・苦情対応マニュアル ・苦情の受付簿 ・苦情者への対応記録 ・苦情に係る指導等に関する記録 ・区への報告記録 ・国保連への報告記録
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。	基準条例第129条準用（第39条第2項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の一の4の（28）の②）	
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第129条準用（第39条第3項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の一の4の（28）の③）	
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、区からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を区に報告しているか。	基準条例第129条準用（第39条第4項）	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第129条準用（第39条第5項）	
	(6) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	基準条例第129条準用（第39条第6項）	
30 調査への協力等	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために区が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	基準条例第129条準用（第105条） 解釈通知 第3の五の4の（16）準用（第3の四の4の（19））	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
31 地域との連携等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区の職員又は当該指定認知症対応型共同生活介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けているか。 ※複数の事業所による合同開催は、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。	基準条例第129条準用(第60条の17第1項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の二の二の3の(10)の①) 解釈通知第3の五の4の(16)平成27年3月27日老振発0327第4号・老老発0327第1号「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項(第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について」 平成18年10月17日老計発10170010号「「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」	・運営推進会議の記録 ・自己評価の結果 ・外部評価の結果 ・運営推進会議による評価の結果
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において外部評価を行っているか。 ※外部評価を行う運営推進会議は、単独開催を行うこと。	基準条例第129条準用(第60条の17第2項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の二の二の3の(10)の②)	・運営推進会議の記録
	(3) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成、公表しているか。	基準条例第129条準用(第60条の17第3項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の二の二の3の(10)の③)	
	(4) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っているか。	基準条例第129条準用(第60条の17第4項) 解釈通知第3の五の4の(16)準用(第3の二の二の3の(10)の④参照(第3の一の4の(29)の④))	
	(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
32 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ※令和9年3月31日までの間は努力義務	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催するよう努めているか。 ※本委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。 ※他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することで差し支えない。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	基準条例第129条準用（第107条の2） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の四の4の（20）） 令和6年台東区条例第14号付則第4条 厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」	・委員会議事録
33 事故発生時の対応	（1）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じているか。 （2）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。 （3）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。 （4）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	基準条例第129条準用（第41条第1項・第2項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の一の4の（30）） 基準条例第129条準用（第41条第1項・第2項） 解釈通知第3の五の4の（23）準用（第3の一の4の（30）の①） 基準条例第129条準用（第41条第3項） 解釈通知第3の五の4の（16）準用（第3の一の4の（30）の②） 解釈通知第3の四の4の（23）準用（第3の一の4の（30）の③）	・事故対応マニュアル ・区、家族、介護支援専門員等への報告記録 ・再発防止策の検討の記録 ・ヒヤリハットの記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
34 虐待の防止	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、虐待の未然防止、虐待等の早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために、次に掲げる措置を講じているか。	基準条例第3条第3項 基準条例第129条準用（基準条例第41条の2） 解釈通知第3の五の4の（14） 平成17年法律第124号「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」	・虐待の防止のための対策検討委員会の記録
	（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催し、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）について、従業者に周知徹底を図っているか。 ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ②虐待の防止のための指針の整備に関すること ③虐待の防止のための職員研修に関すること ④虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ⑤従業者が虐待等を把握した場合に、区市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること ※管理者を含む幅広い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。 ※事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 ※虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。 ※他の会議体と一体的に設置・運営することができる。 ※他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。		
	（２）虐待の防止のための指針を次の項目を盛り込んで整備しているか。 ①事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ②虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ③虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨その他虐待の防止の推進のために必要な事項		・虐待の防止のための指針 ・研修計画、実施記録
	（３）（２）の指針に基づいた研修を年２回以上実施しているか。 ※新規採用時は必ず研修を実施すること。 ※研修の内容について記録すること。 （４）虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※（１）の委員会の責任者と同一の従業者が望ましい。 ※身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者、感染対策担当者、安全対策担当者との兼務は差し支えない。		

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
35 会計の区分	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	基準条例第129条準用（第42条） 解釈通知第3の五の4の（16） 準用（第3の一の4の（32）） 平13老振発第18号	・ 会計関係書類
36 記録の整備	（1）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 （2）指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。 ①認知症対応型共同生活介護計画 ②第116条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③第118条第6項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録 ④第129条において準用する第29条の規定による区への通知に係る記録 ⑤第129条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録 ⑥第129条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑦第129条において準用する第60条の17第2項に規定する運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録 ※「その完結の日」とは、①から⑥までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、⑦の記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とする。	基準条例第128条第1項 基準条例第128条第2項 解釈通知第3の五の4の（15） 参照（第3の二の二の3の（13））	・ 職員名簿 ・ 設備、備品台帳 ・ 会計関係書類 ・ 認知症対応型共同生活介護計画書 ・ 介護日誌 ・ サービス提供記録 ・ 身体的拘束等に係る記録 ・ 区への通知に係る記録 ・ 苦情に関する記録 ・ 事故に関する記録 ・ 運営推進会議に係る記録
37 その他	外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保のため、必要な取組みを図るとともに、関係期間や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくよう努めているか。	平成28年9月15日付老高発0915第1号「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
第5 電磁的記録及び電磁的方法	電磁的記録により行う場合や電磁的方法による場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。 ①電磁的記録について 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができる。 ②電磁的方法について 利用者及びその家族等（以下「利用者等」。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができる。	基準条例第204条 解釈通知第5 留意事項通知第2の1の(13) 平成29年4月14日個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」 令和5年5月31日産情発0531第1号「「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第6.0版」の策定について」	
第6 変更の届出等	(1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。	法第78条の5第1項 法施行規則第131条の13第1項から第3項まで	・届出書類の控
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。	法第78条の5第2項 法施行規則第131条の13第4項	
第7 介護給付費の算定及び取扱い	(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、事前に届出を行った場合は、この限りではない。	法第42条の2 平18厚告126号の一 老企第41号	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・利用者に関する記録
1 基本的事項	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定しているか。	平18厚告126号の二	
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数がある時は、その端数金額は切捨てて計算しているか。	平18厚告126号の三	
2 サービス種類相互の算定関係	認知症対応型共同生活介護を受けている間については、居宅療養管理指導を除く指定居宅サービス並びに指定地域密着型サービスに係る費用の額を算定していないか。	留意事項通知第2の1(2)	

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
3 基本単位の算定	(1) 施設基準に適合し、且つ、夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所において、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 (2) (1)の事業所が施設基準に適合し、短期利用認知症対応型共同生活介護を行った場合、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。 ①指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援の事業又は介護保険施設若しくは指定介護療養型医療施設の運営について3年以上の経験を有しているか。 ②共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用し、一の共同生活住居において、短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数が1名となっているか。 ※利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が利用を認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない短期利用認知症対応型共同生活介護を提供する場合、以下の条件下において、定員を超えて受け入れを認める。 ・当該利用者及び他の入居者の処遇に支障がない場合であって、当該利用者ができる個室を有していること。(個室以外であっても、1人当たりの床面積がおおむね7.43平方メートル以上で、プライバシーの確保に配慮した個室的なしつらえを整備している場合は、個室に準じて取り扱って差し支えない。) ・短期利用認知症対応型共同生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度とし、入居期間中を通じて人員基準を満たしていること。 ・利用定員を超えて受け入れることができる利用者数は共同生活住居ごとに1人まで。 ③利用の開始に当たって、あらかじめ30日以内の利用期間を定めているか。 ④認知症介護実務者研修のうち「専門課程」、認知症介護実践研修のうち「実践リーダー研修」若しくは「認知症介護実践リーダー研修」又は認知症介護指導者養成研修を修了している従業者を確保しているか。	平18厚告126号の別表の5のイの注1 施設基準・三十一イ・ロ 平18厚告126号の別表の5のロの注1 留意事項通知第2の6(1) 施設基準・三十一ハ・ニ	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・介護給付管理表 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・利用者に関する記録
4 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合の算定	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の97を算定しているか。 ※定員利用超過又は人員基準欠如に該当する場合は、所定単位数の100分の70により算定する。	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注1 留意事項通知第2の1(9) 施設基準・三十一 平12厚告29号の三	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
5 利用者定数超過又は職員数が基準を満たさない場合の算定	(1) 利用者の数が法施行規則第131条の4の規定に基づき区長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えている場合、所定単位数の100分の70により算定しているか。	留意事項通知第2の1(6) 平12厚告27号の八のイ	・運営規程 ・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表
	(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の員数の配置が基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の70により算定しているか。	留意事項通知第2の1(8) 平12厚告27号の八のロ	
6 身体拘束廃止未実施減算	(1) 身体拘束等を行う場合の記録及び身体拘束等の適正化に関する措置を講じていない場合は、利用者全員について所定単位数の100分の10に相当する単位数を(短期利用認知症対応型共同生活介護については所定単位数の100分の1に相当する単位数)を減算しているか。 ・やむを得ず身体的拘束等を行う場合、記録を行うこと ・身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること ・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注2 留意事項通知第2の6(2)準用(第2の5(3)) 大臣基準告示・五十八の四	・身体的拘束廃止に関する(適正化のための)指針 ・身体的拘束の適正化検討委員会名簿 ・身体的拘束の適正化検討委員会議事録 ・(身体的拘束等がある場合)入所者の記録、家族への確認書 ・研修に関する記録 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表
	(2) 身体拘束廃止未実施減算に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を区長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数を減算しているか。	留意事項通知第2の6(2)準用(第2の5(3))	
7 高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 以下に該当する場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上に開催して、その結果について、従業者に周知徹底を図っていない。 ②虐待の防止のための指針を整備していない。 ③②の指針に基づいた研修を年1回以上実施してない。 ④虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いていない。	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注3 留意事項通知第2の6(3) 大臣基準告示・五十一の十二の二	・虐待の防止のための指針 ・虐待の防止のための対策検討委員会の記録 ・研修計画、実施記録 ・介護給付費明細書
	(2) (1)に該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を区長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を区長に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数を減算しているか。	留意事項通知第2の6(3)準用(第2の2(5))	

検査項目	検 査 事 項	根拠法令等	検査書類等						
8 業務継続計画未策定減算	(1) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。 (2) (1)に該当する事実が生じた場合、事実が生じた月の翌月（基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数を減算しているか。 <table><tr><th>事業所開設年月日</th><th>減算基準月</th></tr><tr><td>令和6年3月31日以前</td><td>令和6年4月</td></tr><tr><td>令和6年4月1日以降</td><td>事実が生じた（事業所が開設した）月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月</td></tr></table>	事業所開設年月日	減算基準月	令和6年3月31日以前	令和6年4月	令和6年4月1日以降	事実が生じた（事業所が開設した）月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注4 留意事項通知第2の6（3）準用（第2の3の2（3）） 大臣基準告示・五十一の十二の三	・業務継続計画 ・介護給付費明細書
事業所開設年月日	減算基準月								
令和6年3月31日以前	令和6年4月								
令和6年4月1日以降	事実が生じた（事業所が開設した）月の翌月 ※基準を満たさない事実が生じた日が初日である場合は当該月								
9 3ユニットで夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合	共同生活住居の数が3である指定認知症対応型共同生活介護事業所が、夜勤を行う職員の員数を2人以上とする場合（基準条例第111条第1項ただし書に規定する場合に限る。）に、利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、所定単位数から1日につき50単位を差し引いて得た単位数を算定しているか。	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注5	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表						
10 夜間支援体制加算	1の共同生活住居につき、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合、1日につき50単位（共同住居の数が1）又は25単位（共同住居の数が2以上）を算定しているか。 ※全ての開所日において、夜間及び深夜の時間帯の体制が人員配置基準を上回っていること。 ※見守り機器を使用する場合における、介護従業者の数が0.9を加えた数以上である場合は、以下の基準を満たしていること。 a 利用者の10分の1以上の数の見守り機器を設置すること。 b 「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を3月に1回以上行うこと。	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注6 留意事項通知第2の6（5） 施設基準・三十二	・勤務実績表/タイムカード ・勤務体制一覧表 ・介護日誌 ・サービス提供記録						
11 認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用認知症対応型共同生活介護を利用することが適当であると判断した者に対し、短期利用認知症対応型共同生活介護を行った場合、入居を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	平18厚告126号の別表の5のロの注7 留意事項通知第2の6（6）	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・診断書等						
12 若年性認知症利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定めていることを区長に届け出た事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合、1日につき120単位を所定単位数に加算しているか。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。 ※65歳の誕生日の前々日までの算定としているか。	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注8 留意事項通知第2の6（7）準用（第2の3の2（16）） 大臣基準告示・十八	・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書 ・サービス提供票・別表 ・利用者に関する記録						

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
13 利用者が入院した時の費用の算定	利用者が病院又は診療所への入院を要した場合であって、入院後3か月以内に退院が明らかに見込まれ、退院後の再入居の受け入れ体制を確保している場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定しているか。 ※入院の初日及び最終日は算定できない。 ※利用者の同意がある場合で、その居室を短期利用認知症対応型共同生活介護等に活用する際、入院時の費用は算定できない。 ※1回の入院で月をまたがる場合は最大で12日分まで算定可	平18厚告126号の別表の5のイ・ロの注9 留意事項通知第2の6(8) 大臣基準告示・五十八の五	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・利用者に関する記録 ・診断書等
14 看取り介護加算	以下の基準に適合する利用者に対し看取り期のサービス提供を行った場合、1日につき、死亡日については1,280単位、死亡日以前2日及び3日については680単位、死亡日以前4日以上30日以下については144単位、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき72単位を死亡月に加算しているか。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 ①看取りに関する指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に説明、同意を得ている。 ②医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等による協議の上、看取りの実績等を踏まえ、適宜、看取りに関する指針の見直しを行っている。 ③看取りに関する職員研修を行っている。 ④医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者である。 ⑤利用者又はその家族等の同意を得て、利用者の介護に係る計画が作成されている。 ⑥医師、看護職員、介護職員等が共同し、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時、説明を行い、同意を得て介護が行われている。 ⑦退居した日の翌日から死亡日までの間は算定しない。	平18厚告126号の別表の5のイの注10 留意事項通知第2の6(9) 施設基準・三十三 利用者等告示・四十	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・利用者に関する記録 ・診断書等
15 初期加算	当該入所者が過去3月間(ただし、日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者の場合は過去1月間とする。)の間に、当該事業所に入居したことがない場合、入居した日から起算して30日以内の期間について、1日につき30単位を加算しているか。 ※30日を超える病院又は診療所への入院後に指定認知症対応型共同生活介護事業所に再び入居した場合も同様とする。 ※短期利用認知症対応型共同生活介護を利用していた者が日を空けることなく引き続き認知症対応型共同生活介護事業所に入居した場合、入居直前の短期利用認知症対応型共同生活介護の利用日数を30日から控除して得た日数に限り算定する。	平18厚告126号の別表の5のハ 留意事項通知第2の6(10)	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・介護給付費請求書 ・介護給付費明細書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
16 協力医療機関連携 加算	協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができる。）を定期的に開催している場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、医療連携体制加算を算定していない場合は、算定しない。 （１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制、及び当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保している場合：100単位 （２）（１）以外の場合：40単位 ※複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより（１）の要件を満たす場合には、それぞれの医療機関と会議を行う必要がある。 ※会議は概ね月に1回以上開催されている必要があるが、電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、定期的に年3回以上開催することで差し支えない。 ※開催した会議の概要を記録すること。	平18厚告126号の別表の5の二 留意事項通知第2の6（11）	・協力医療機関契約書等 ・協力医療機関との会議の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
17 医療連携体制加算 (介護予防を除く)	以下の施設基準に適合し、日常的な健康管理や医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。 (1) 医療連携体制加算(Ⅰ)イ:57単位 ①当該事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1以上確保している。 ②当該事業所の職員である看護師又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション(以下「医療機関等」という。)の看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保している。 ③重度化した場合の対応に係る指針※を定め、入居の際に同意を得ている。 ※指針に盛り込む項目(国による例示) ・急性期における医師や医療機関との連携体制 ・入院期間中における指定認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取扱い ・看取りに関する考え方、本人及び家族との話し合いや意思確認の方法等 (2) 医療連携体制加算(Ⅰ)ロ:47単位 ①当該事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上確保している。 ②上記①の看護職員、又は医療機関等の看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保している。 ※看護職員が准看護師のみである場合は、医療機関等の看護師と24時間連絡できる体制の確保を要する。 ③重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に同意を得ている。 (3) 医療連携体制加算(Ⅰ)ハ:37単位 ①当該事業所の職員として又は医療機関等との連携により看護師を1名以上確保している。 ②重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に同意を得ている。 (4) 医療連携体制加算(Ⅱ):5単位 ①医療連携体制加算(Ⅰ)イ、ロ、ハのいずれかを算定している。 ②算定日が属する月の前3月間において、次のいずれかに該当する状態の利用者が1人以上であること ・喀痰(かくたん)吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施している状態 ・人工腎臓を実施している状態 ・重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ・経鼻胃管や胃瘻(ろう)等の経腸栄養が行われている状態 ・褥瘡に対する治療を実施している状態 ・気管切開が行われている状態 ・留置カテーテルを使用している状態 ・インスリン注射を実施している状態	平18厚告126号の別表の5のホ 留意事項通知 第2の6(12) 施設基準・三十四	・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証 ・認知症対応型共同生活介護計画書 ・利用者に関する記録 ・サービス提供記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
18 退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合に、利用者1人につき1回を限度として250単位を加算しているか。 ※当該医療機関に対して入居者を紹介するに当たっては、退居時情報提供書に必要な事項を記載の上、当該医療機関に交付するとともに、交付した文書の写しを介護記録等に添付すること。 ※入居者が医療機関に入院後、当該医療機関を退院し、同一月に再度当該医療機関に入院する場合には、本加算は算定できない。	平18厚告126号の別表の5のへ 留意事項通知 第2の6 (13)	・認知症対応型共同生活介護計画書 ・サービス提供記録
19 退居時相談援助加算	利用期間が1月を超える利用者が退居時に、当該利用者及びその家族等に対して退居後の居宅サービス等について相談援助を行い、かつ、当該利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に当該利用者の退居後の居宅地を管轄する区市町村等に対して、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて当該利用者に係る居宅サービス等に必要な情報を提供した場合、利用者1人につき1回を限度として400単位を加算しているか。 ①相談援助は、介護支援専門員である計画作成担当者、介護職員等が協力して行っているか。 ②相談援助を行った日付及び相談援助の内容の要点に関する記録を行っているか。	平18厚告126号の別表の5のト 留意事項通知 第2の6 (14)	・利用者に関する記録
20 認知症専門ケア加算	以下の基準に適合し、以下の基準に適合する利用者に対し専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。また、認知症チームケア推進加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ): 3単位 ①日常生活自立度のランクⅢ以上の者が、利用者の総数の2分の1以上であるか。 ②「認知症介護実践リーダー研修」、認知症看護に係る適切な研修の修了者を、日常生活自立度のランクⅢ以上の者が20人未満の場合は1名以上配置し、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施しているか。 ③認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しているか。 (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ): 4単位 ①認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たしているか。 ②「認知症介護指導者養成研修」、認知症看護に係る適切な研修の修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施しているか。 ③介護・看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定しているか。	平18厚告126号の別表の5のチ 留意事項通知第2の6 (15) 大臣基準告示・三の二 利用者等告示・四十一 平成18年3月31日老発第 0331010号「認知症介護実践者 等養成事業の実施について」 平成18年3月31日老計第 0331007号「認知症介護実践者 等養成事業の円滑な運営につ いて」	・利用者に関する記録 ・従業者の資格証 ・認知症介護に係る専門的な研修修了証 ・研修に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
21 認知症チームケア推進加算	以下の基準に適合し、以下の基準に適合する利用者に認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応（以下「予防等」という。）に資するチームケア（複数人の介護者がチームを組み、利用者の情報を共有した上で介護に係る課題を抽出し、多角的な視点で課題解決に向けた介護を提供することを行う。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。また、認知症専門ケア加算を算定している場合においては、次に掲げる加算は算定しない。 （１）認知症チームケア推進加算（Ⅰ）：150単位 ①周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者（日常生活度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はⅤに該当する入居者等。以下「対象者」という。）が、利用者の総数の2分の1以上であること。 ②認知症介護指導者養成研修及び認知症チームケア推進研修（認知症である入所者等の尊厳を保持した適切な介護、BPSDの出現・重症化を予防するケアの基本的考え方を理解し、チームケアを実践することを目的とした研修をいう。）を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 ③対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること。 ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること。 （２）認知症チームケア推進加算（Ⅱ）：120単位 ①認知症チームケア推進加算（Ⅰ）①、③、④に掲げる基準に適合していること。 ②「認知症介護実践リーダー研修」及び「認知症チームケア推進研修」を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	平18厚告126号の別表の5のり留意事項通知第2の6（16）大臣基準告示・五十八の五の二利用者等告示・四十一の二令和6年3月18日老高発0318第1号、老認発0318第1号、老老発0318第1号「認知症チームケア推進加算に関する事実上の留意事項等について」平成18年3月31日老発第0331010号「認知症介護実践者等養成事業の実施について」平成18年3月31日老計第0331007号「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」	・利用者に関する記録 ・従業者の資格証 ・認知症介護に係る専門的な研修修了証 ・研修に関する記録
22 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算（Ⅰ） （１）計画作成担当者が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言（ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を用いた助言も可）に基づき、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成し、当該指定認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月に、100単位を加算しているか。 （２）利用者の急性増悪等により認知症対応型共同生活介護計画を見直した場合を除き、認知症対応型共同生活介護計画に基づき指定認知症対応型共同生活介護を提供した翌月及び翌々月は本加算を算定していないか。 （３）3月経過後、目標の達成度合いにつき、利用者及び理学療法士等に報告しているか。	平18厚告126号の別表の5のり留意事項通知第2の6（17）②	・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画書 ・利用者に関する記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	生活機能向上連携加算（Ⅱ） （１）利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として指定認知症対応型共同生活介護事業所を訪問した際に、計画作成担当者が当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該認知症対応型共同生活介護計画に基づく指定認知症対応型共同生活介護を行ったときは、初回の当該指定認知症対応型共同生活介護が行われた日の属する月以降３月の間、１月につき200単位を加算しているか。ただし、生活機能向上連携加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。 （２）３月を超えて本加算を算定しようとする場合は、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の再度の評価に基づき認知症対応型共同生活介護計画を見直しているか。 （３）本加算を算定する期間中、各月における目標の達成度合いにつき利用者及び理学療法士等に報告し、必要に応じて利用者の意向を確認し、当該理学療法士等から必要な助言を得ているか。	平18厚告126号の別表の5のヌ 留意事項通知第2の6（17）①	・生活機能の向上を目的とした認知症対応型共同生活介護計画書 ・利用者に関する記録
23 栄養管理体制加算	管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月１回以上行っている場合、１月につき30単位を加算しているか。 ※定員超過利用、人員欠如減算定に該当していないこと。 ※外部（他の介護事業所（栄養管理体制加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を１名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により体制を確保した場合も算定できる。 ※「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」とは、次のいずれかに係る技術的助言及び指導をいう。（利用者ごとの栄養ケア・マネジメントをいうものではない。） ・当該事業所における利用者の低栄養状態の評価方法 ・栄養ケアに関する課題（食事中の傾眠、拒食、徘徊・多動等）への対処方法 ・食形態の調整及び調理方法その他当該事業所において日常的な栄養ケアの実施にあたり必要と思われる事項	平18厚告126号の別表の5のル 留意事項通知第2の6（18） 大臣基準告示・五十八の六	・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証 ・栄養ケアに係る技術的助言及び指導の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
24 口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月1回以上行っている場合、1月につき30単位を加算しているか。 ※定員超過利用、人員欠如減算定に該当していないこと。 ※歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。 ※医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月である場合、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行っているときに算定しなければならない。	平18厚告126号の別表の5のワ留意事項通知第2の6（19）大臣基準告示・六十八令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」	・口腔衛生管理体制についての計画（様式例） ・利用者に関する記録
25 口腔・栄養スクリーニング加算	別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定認知症対応型共同生活介護事業所（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに次に掲げる利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行い、当該利用者の口腔の健康状態及び栄養状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態の低下又は低栄養状態の場合にあっては、これらの状態の改善に必要な情報を含む。）を、当該利用者を担当する計画作成担当者に文書にて提供した場合に、1回につき20単位を加算しているか。 ①口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。 ②口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。 口腔スクリーニング ・硬いものを避け、柔らかいものを中心に食べる者 ・入れ歯を使っている者 ・むせやすい者 栄養スクリーニング ・BMIが18.5未満である者 ・1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者 ・血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者 ・食事摂取量が不良（75%以下）である者 ※当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。	平18厚告126号の別表の5のワ留意事項通知第2の6（20）大臣基準告示・四十二の六令和6年3月15日老高発0315第2号、老認発0315第2号、老老発0315第2号「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」令和6年3月日本歯科医学会「入院(所)中及び在宅等における療養中の患者に対する口腔の健康状態の確認に関する基本的な考え方」	・口腔の健康状態に関する情報 ・栄養状態に関する情報 ・認知症対応型共同生活介護計画書 ・サービス提供票・別表

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
26 科学的介護推進体制加算	次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、1月につき40単位を所定単位数に加算しているか。 ①利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。）の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ※情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。 ※提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。 ②必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たって①に規定する情報その他指定認知症対応型共同生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。 ※事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、PDCAサイクルにより、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。 計画（Plan） 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する。 実行（Do） サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する。 評価（Check） LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う。 改善（Action） 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める。	平18厚告126号の別表の5の力 留意事項通知第2の6（21）準 用（第2の3の2（21）） 令和6年3月15日老老発0315第4 号「科学的介護情報システム （LIFE）関連加算に關する 基本的な考え方並びに事務 処理手順及び様式例の提示に ついて」	・認知症対応型共同生活介護 計画書 ・サービス提供記録 ・科学的介護推進に関する評 価（通所・居住サービス） （様式例）

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
27 高齢者施設等感染対策向上加算	別に厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。 (1) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ):10単位 ①第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。 ②協力医療機関等との間で、感染症(新興感染症を除く。以下この号において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に、協力医療機関等と連携し適切に対応していること。 ③感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関等が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。 ※院内感染対策に関する研修又は訓練については、診療報酬の算定方法に規定する感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が実施する、院内感染対策に関するカンファレンスや職員向けに実施する院内感染対策に関する研修、地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスを対象とする。 ※介護職員その他の従業員に対して実施する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の内容について、上記の医療機関等における研修又は訓練の内容を含めたものとする。 (2) 高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ):5単位 感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上、事業所内で感染者が発生した場合の対応に係る実地指導を受けていること。 ※実地指導については、感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関において設置された感染制御チームの専任の医師又は看護師等が行うことが想定される。	平18厚告126号の別表の5のヨ 留意事項通知第2の6(22)、 (23) 大臣基準告示・五十八の七	・協力医療機関契約書等 ・感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練の記録
28 新興感染症等施設療養費	指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として、1日につき240単位を算定しているか。 ※対象の感染症については、今後のパンデミック発生時等に必要に応じて厚生労働大臣が指定する。 ※適切な感染対策とは、手洗いや個人防護具の着用等の標準予防策(スタンダード・プリコーション)の徹底、ゾーニング、コホーティング、感染者以外の入所者も含めた健康観察等を指す。	平18厚告126号の別表の5のタ 留意事項通知第2の6(24) 令和5年9月25日厚生労働省事務連絡「介護現場における感染対策の手引き(第3版)等について」	・サービス提供記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
29 生産性向上推進体制加算	別に厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。 (1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ):100単位 ①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的(3月に1回以上)に開催し、次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。 ・業務の効率化及び質の向上又は職員の負担の軽減に資する機器(以下「介護機器」という。)を活用する場合における利用者の安全及びケアの質の確保 ・職員の負担の軽減及び勤務状況への配慮 ・介護機器の定期的な点検 ・業務の効率化及び質の向上並びに職員の負担軽減を図るための職員研修 ②①の取組及び介護機器の活用による業務の効率化及びケアの質の確保並びに職員の負担軽減に関する実績があること。 ③見守り機器、インカム、介護記録の作成の効率化に資するICT機器の介護機器の全てを導入していること。 ④①の委員会において、職員の業務分担の明確化等による業務の効率化及びケアの質の確保並びに負担軽減(特定の介護職員が利用者の介助に集中して従事することのできる時間帯を設けることやいわゆる介護助手の活用等)について必要な検討を行い、当該検討を踏まえ、必要な取組を実施し、及び当該取組の実施を定期的に確認すること。 ⑤事業年度ごとに、①、③及び④の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。 (2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ):10単位 ①生産性向上推進体制加算(Ⅰ)①に適合していること。 ②見守り機器、インカム、介護記録の作成の効率化に資するICT機器の介護機器の1つ以上を導入していること。 ③事業年度ごとに、①及び②の取組に関する実績を厚生労働省に報告すること。	平18厚告126号の別表の5のレ 留意事項通知第2の6(25)準 用 (第2の5(19)) 大臣基準告示・五十八の八準 用(三十七の三) 令和6年3月15日老老発0315第4 号(改正:令和6年3月29日老 老発0329第1号)「生産性向上 推進体制加算に関する基本的 考え方並びに事務処理手順及 び様式例等の提示について」	・生産性向上推進体制加算に 関する取組の実績報告書(毎 年度報告) ・委員会の記録

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
30 サービス提供体制強化加算	以下の基準に適合し、利用者に対しサービス提供を行った場合、1日につき次に掲げる区分に従い所定単位数を加算しているか。ただし、いずれかの加算を算定している場合は、その他の加算は算定できない。 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ):22単位 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70/100以上、又は勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が25/100以上であること。 (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ):18単位 事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60/100以上であること。 (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ):6単位 次のいずれかに適合すること。 ①事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50/100以上であること。 ②事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75/100以上であること。 ③指定認知症対応型共同生活介護を利用者に直接提供する職員(介護従業者)の総数のうち、勤続年数7年以上の割合が30/100以上であること。 ※定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。 ※同一法人等(法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含む。)の異なるサービスの事業所の勤続年数や異職種(直接処遇のみ)の勤続年数は通算することができる。 ※事業所の合併、または別法人による事業承継などがあっても、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合も勤続年数に通算することができる。	平18厚告126号の別表の5のソ 留意事項通知第2の6(26)準用(第2の2(20)④から⑦まで、第2の4(20)②、第2の5(20)②) 大臣基準告示・五十九	・勤務体制一覧表 ・従業者の資格証 ・常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均の記録 ※前年度実績が6月末満の場合、届出日の属する月の前3月で算出

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
31 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣の定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして区長に届け出た指定認知症対応型共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）：介護報酬総単位数の18.6%に相当する単位数 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 ①仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合の見込額の2分の1以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 ②経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りではないこと。（旧介護職員等ベースアップ等支援加算又は新加算（Ⅴ）（2）、（4）、（7）、（9）若しくは（13）を算定していた事業所については適用しない。） (2)（1）の計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、区に届け出ていること。 (3) 介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について区に届け出ること。 (4) 事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を区に報告すること。 (5) 前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。 (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること。	平18厚告126号の別表の5のツ留意事項通知第2の6（27）準用（第2の2（21）） 大臣基準告示・六十準用（四十八） 令和7年2月7日老発0207第5号「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」	・処遇改善計画書 ・実績報告書

検査項目	検査事項	根拠法令等	検査書類等
	(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(令和7年度は賃金体系等を整備することを誓約した場合に限り、要件を満たしたことで差し支えない。) ①介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 ②①の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 ③介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 ④③について、全ての介護職員に周知していること。 ⑤介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 ⑥⑤について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。(①～⑤の区分ごとに2以上、⑥の区分は3以上(一部は必須)の取組を行うこと。) ①入職促進に向けた取組 ②資質の向上やキャリアアップに向けた支援 ③両立支援、多様な働き方の推進 ④腰痛を含む心身の健康管理 ⑤やりがい、働きがいの醸成 ⑥生産性向上のための業務改善の取組 (生産性向上推進体制加算を算定している場合、⑥の区分の要件を満たすものとする。) (令和7年度は介護人材確保・職場環境改善等事業の申請を行った場合は適用を猶予) (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 (10) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)のいずれかを届け出ていること。	平18厚告126号の別表の5のツ 留意事項通知第2の6(27)準用(第2の2(21)) 大臣基準告示・六十準用(四十八) 令和7年2月7日老発0207第5号 「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」	・処遇改善計画書 ・実績報告書
	ロ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ):介護報酬総単位数の17.8%に相当する単位数 イ(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。		
	ハ 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ):介護報酬総単位数の15.5%に相当する単位数 イ(1)①及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※(8)の処遇改善の内容は、①～⑤の区分ごとに1以上、⑥の区分は2以上の取組を行うこと。		
	ニ 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ):介護報酬総単位数の12.5%に相当する単位数 イ(1)①、(2)から(6)まで、(7)①から④まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。 ※(8)の処遇改善の内容は、①～⑤の区分ごとに1以上、⑥の区分は2以上の取組を行うこと。		